

一般財団法人 日本不動産コミュニティー
会員倫理規程

- 第1条 会員は、健全な不動産市場の醸成という日本不動産コミュニティー（以下、J-REC）の基本理念を常に念頭に置きながら活動しなければならない。
- 第2条 会員は、不動産事業に関する法令とルールを遵守し、不動産市場に対する社会的信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 第3条 会員は、不動産事業において、顧客満足度、顧客の利益を最大にしなければならない。
- 第4条 会員は、不動産事業において、常に専門知識、技能の向上に努め、専門家として高い専門性を発揮しなければならない。
- 第5条 会員は、不動産事業において、その業務の適正、公平さを保つために、必要な情報を開示した上で適正な方法で取り組まなければならない。
- 第6条 会員は、利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。
- 第7条 会員は、業務上知り得た顧客の情報を守秘しなければならない。
- 第8条 会員は、不動産事業において、その業務に責任と誇りを持ち、誠実に取り組まなければならない。
- 第9条 会員は、誤解を招く方法で集客を行ってはならない。
- 第10条 会員は、自身が J-REC の見解を伝えているとの印象を第三者に対して与えてはならない。
- 第11条 会員は、自身の業務について J-REC が責任を持つような印象を顧客に与えてはならず、自身が責任ある独立事業に携わっていることを自覚し、かつ顧客にもその旨を伝えなければならない。
- 第12条 会員は、J-REC もしくは他の会員の不名誉となる行為、信用を傷つける行為をし

てはならない。

第13条 会員は、J-REC が定めた会費等の費用を支払わなければならない。

第14条 会員は、資格、認可が必要とされる業務については、法の定める資格、認可を得ずして業務を行ってはならない。

第15条 会員は、本規定をはじめとした J-REC の規定、細則等を順守し、財団の発展および、他の会員との協調に努めなければならない。

第16条 この規定は平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

第17条 この規定は理事会の議決によって変更することができる。